

一戸町居住誘導促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が定める居住誘導区域において、居住を誘導することにより、コミュニティを維持・確保し、行政サービスの円滑な提供を図るため、住宅の新築に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、一戸町補助金交付規則（昭和39年一戸町規則第1号）及びこの要綱に定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の規定により、町が策定した一戸町立地適正化計画に定める居住を誘導する区域をいう。
- (2) 新築住宅 新たに建築する住宅をいう。
- (3) 子育て世帯 申請日において、同居する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる世帯をいう。
- (4) 若者夫婦世帯 子育て世帯以外の世帯で、夫婦の満年齢の合計が80歳未満の世帯をいう。
- (5) 施工業者 法人又は個人で、新築工事を施工するものをいう。
- (6) 空き家バンク 一戸町空き家バンク実施要綱（令和5年一戸町告示第204号）により実施される、町内の空き家等に関する情報を登録し、当該空き家等の利用を希望する者に対して町が情報提供する制度をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、居住誘導区域内において自己の居住の用に供するため、住宅を新築する個人で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に自ら所有し居住する住宅から移転する者にあつては、移転元地の住宅を除却（以下「除却移転」という。）又は空き家バンクに登録して移転する者
- (2) 申請日において、市区町村民税を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」

という。)でない者

(4) 過去にこの要綱による助成を受けていない者

(補助金の交付対象住宅)

第4条 補助金の対象となる住宅は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 施工業者による新築住宅であること。

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に適合している住宅であること。

(3) 公共工事等に伴う移転補償による新築住宅でないこと。

(補助金の交付対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、設計調査費、資材費及び施工費とする。ただし、次に掲げる経費は対象としない。

(1) 店舗、事務所等の居住の用に供する部分以外の工事等に係る経費

(2) 土地の取得に係る経費

(3) 住宅本体以外の工事に係る経費

(4) 町の他の制度により補助又は助成を受ける経費

(5) その他町長が適当でないと認める経費

2 補助金の額は、交付対象経費の5パーセントに相当する額以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、上限を100万円とする。

3 補助金の交付対象者が次の各号に該当する場合は、前項の額に当該各号の額を加算するものとする。

(1) 居住誘導区域外の居住者が居住誘導区域内に新築する場合 50万円

(2) 除却移転の場合 30万円

(3) 施工業者が町内に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は町内に住所を有する個人である場合 20万円

(4) 子育て世帯の場合 50万円

(5) 若者夫婦世帯の場合 30万円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅の新築工事（以下「補助事業」という。）に着手しようとする前に居住誘導促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければ

ばならない。

- (1) 申請者の世帯全員分（続柄記載）の住民票の写し
- (2) 市町村税納税証明書（未納がないことの証明）
- (3) 補助事業の見積書及び明細書
- (4) 建築基準法に規定する建築確認申請書の写し
- (5) 工事請負契約書の写し
- (6) 施工地の着工前写真
- (7) 居住誘導促進事業補助金交付申請に係る申出書（様式第2号）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、居住誘導促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（計画の変更等）

第8条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に補助事業の変更又は廃止をしようとするときは、居住誘導促進事業補助金変更（廃止）承認申請書（様式第4号）に第6条に掲げる書類のうち、変更内容が分かる書類を添付し、町長の承認を受けなければならない。ただし、町長が認めた軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 町長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し適当と認めたときは、居住誘導促進事業補助金変更（廃止）承認書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（事業の着手）

第9条 申請者は、補助金の交付決定後又は変更承認後、速やかに補助事業に着手するものとする。

（完了の報告）

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、居住誘導促進事業補助金完了報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 新築住宅に係る領収書等の写し
- (2) 新築住宅に係る登記事項証明書の写し
- (3) 新築住宅の完成写真

(4) 建築基準法に規定する検査済証の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の書類は、補助事業が完了した日から30日以内に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の完了報告を受理したときは、完了報告等の書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、居住誘導促進事業補助金確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 申請者は、前条の通知を受けたときは、速やかに居住誘導促進事業補助金請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の決定の取消し)

第13条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定の内容、これに付した条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) その他町長が不適當と認めたとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(報告、調査及び指示)

第15条 町長は、補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、報告を求め、書類その他必要な物件を調査し、又は必要な事項を指示することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。